

平成22年11月15日 第2回 定例会

## 北河内4市リサイクル施設組合議会会議録

平成22年11月15日（月）開会・閉会

北河内4市リサイクル施設組合議会

# 議 事 日 程

平成 22 年 11 月 15 日（月）午後 2 時開会  
北河内 4 市リサイクル施設組合議会平成 22 年第 2 回定例会

日 程	事件番号	事 件 名	
1	—	議席の指定	
2	—	会期の決定	
3	議 案 第 4 号	北河内 4 市リサイクル施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正	
4	認 定 第 1 号	平成 21 年度北河内 4 市リサイクル施設組合歳入歳出決算認定	
5	—	一般質問	

北河内4市リサイクル施設組合議会平成22年第2回定例会会議録

1. 開 会 平成22年11月15日 午後2時00分から

1. 会 期 1日間

1. 出席議員 (12名)

(議席)

1番	伊藤 和嘉子	(枚方市議会)
2番	岡沢 龍一	( " )
4番	出井 宏	( " )
5番	森 裕司	( " )
6番	池添 義春	(寝屋川市議会)
7番	中谷 光夫	( " )
8番	鮫島 和雄	( " )
9番	安田 勇	( " )
10番	岸田 敦子	(四條畷市議会)
11番	瓜生 照代	( " )
12番	浅田 耕一	(交野市議会)
13番	前波 艶子	( " )

1. 欠席議員 (1名)

(議席)

3番 福留 利光 (枚方市議会)

1. 法第121条による出席者

管理者	馬場 好弘	(寝屋川市長)
副管理者	竹内 脩	(枚方市長)
副管理者代理	大井 俊道	(四條畷市副市長)
副管理者	中田 仁公	(交野市長)
会計管理者	杉木 恵子	(寝屋川市会計管理者)
事務局長	清水 弘美	(兼務)
課長	辻 康明	
課長	武岡 義正	
係長	梨木 直貴	(兼務)
係長	川田 浩司	(兼務)
事務職員	坂本 大生	

## 1. 同席者

関係構成4市（寝屋川市）環境部長 柴田 宣雄

環境部次長（広域リサイクル事業担当  
兼ごみ減量推進課担当）中井 重典

ごみ減量推進課長 松村 泰則

（枚方市）環境事業部長 岩田 勝成

減量総務課長 森澤 可幸

（四條畷市）市民生活部長 長谷 俊延

市民生活部副参事

兼生活環境課新炉建設整備担当課長

西尾 佳岐

（交野市）環境部長 青山 勉

循環型社会推進室課長 谷辻 和彦

## 1. 議会事務局職員出席者

事務局長 清水 弘美（兼務）

組合議会事務員 浦井 達己

係長 梨木 直貴（兼務）

係長 川田 浩司（兼務）

北河内4市リサイクル施設組合議会平成22年第2回定例会会議録目次  
(平成22年11月15日)

開議（午後2時00分）	1
出席状況の報告	1
森 裕司議長の開会宣言	1
馬場好弘管理者の開会のあいさつ	1
会議録署名議員指定（岡沢龍一議員と浅田耕一議員）	1
議席の指定	1
会期の決定	2
諸般の報告	
（平成22年7月20日から平成22年11月14日までの諸会議の報告）	2
議案第4号 北河内4市リサイクル施設組合職員の育児休業等に関する条例 の一部改正	2
武岡義正課長の提案説明	2
議案第4号採決	4
認定第1号 平成21年度北河内4市リサイクル施設組合歳入歳出決算認定	4
武岡義正課長の提案説明	4
1番 伊藤和嘉子議員の質疑	7
1. 環境調査業務委託 2, 887, 500円 について	
清水弘美事務局長の答弁	8
伊藤和嘉子議員の再質問	8
馬場好弘管理者の答弁	8
伊藤和嘉子議員の再々質問	8
7番 中谷光夫議員の質疑	8
1. 委託料 について	
① 運転管理業務委託について	
② プラスチック製容器包装再商品化業務委託について	
③ 環境調査業務委託	
2. ウツミリサイクルシステムズの行政視察について	

清水弘美事務局長の答弁	1 1
中谷光夫議員の再質問	1 2
武岡義正課長の答弁	1 3
清水弘美事務局長の答弁	1 4
中谷光夫議員の再々質問	1 4
7 番 中谷光夫議員の反対討論	1 4
認定第 1 号採決	1 5
一般質問	1 5
1 番 伊藤和嘉子議員の一般質問	1 5
1. 寝屋川廃プラ施設周辺で多発している健康被害に対する認識について	
清水弘美事務局長の答弁	1 5
伊藤和嘉子議員の再質問	1 6
清水弘美事務局長の答弁	1 7
伊藤和嘉子議員の再々質問	1 7
清水弘美事務局長の答弁	1 7
休憩（午後 2 時 5 7 分）	1 7
再開（午後 2 時 5 8 分）	1 7
7 番 中谷光夫議員の一般質問	1 8
1. 廃プラ処理による健康被害について	
2. 6 月 1 4 日の火災事故について	
3. 民主党大阪府第 1 2 区総支部等へのイコール社関連の政治献金について	
辻 康明課長の答弁	2 2
清水弘美事務局長の答弁	2 2
中谷光夫議員の再質問	2 2
清水弘美事務局長の答弁	2 3
馬場好弘管理者の答弁	2 3
中谷光夫議員の再々質問	2 3
1 0 番 岸田敦子議員の一般質問	2 4
1. 廃プラスチックの 4 市独自処理について	
清水弘美事務局長の答弁	2 4

岸田敦子議員の再質問	2 5
清水弘美事務局長の答弁	2 6
馬場好弘管理者の答弁	2 6
岸田敦子議員の再々質問	2 6
馬場好弘管理者のお礼のあいさつ	2 7
森 裕司議長の閉会のあいさつ	2 7

閉会（午後 3 時 2 8 分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名

付議事件一覧表

(午後 2 時 00 分 開会)

○議長（森 裕司君） 本日は何かとご多忙な中をお集まりいただき、ありがとうございます。開会に先立ち、事務局長に議員の出席状況を報告させます。清水事務局長。

○事務局長（清水 弘美君） 本日の会議のただいまの出席議員は 12 名でございます。なお、福留議員が所要のため欠席される旨、届け出をいただいております。以上でございます。

○議長（森 裕司君） ただいま報告させましたとおり、出席議員は定足数に達しておりますので、これから北河内 4 市リサイクル施設組合議会平成 22 年第 2 回定例会を開会します。

ただいまから本日の会議を開きます。

開会に際し、管理者から挨拶したい旨の申し出がありますので、これをお受けいたします。馬場管理者。

○管理者（馬場 好弘君） 本日、平成 22 年第 2 回北河内 4 市リサイクル施設組合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては何かとご多用の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、去る 6 月 14 日に発生いたしました火災事故では、市民の皆様方並びに議員各位には大変なご心配とご迷惑をお掛けいたしました。先般の組合議会臨時会において補正予算としてご可決をいただきました復旧工事・消火設備等設置工事もすべて完了し、現在は通常運転を行っているところでございます。再びこのような事故が起こらないように努めてまいり所存でございますので、議員各位には引き続きご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、本日提案させていただきます案件は、職員の育児休業等に関する条例の一部改正及び平成 21 年度歳入歳出決算認定の 2 件でございます。各案件の内容につきましては、上程の際、ご説明を申し上げますので、議員各位におかれましては慎重ご審議をいただき、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。開会にあたってのご挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（森 裕司君） 次に本定例会の会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、岡沢龍一議員と浅田耕一議員の 2 名を指名いたします。

日程第 1、議席の指定を行います。このたび新たに組合議会議員となられた四條畷市派遣議員の岸田敦子議員に 10 番の議席を、交野市派遣議員の浅田耕一議員に 12 番の議席を、前波艶子議員に 13 番の議席を指定します。なお、配席表はお手元に配布し

ております。

日程第 2、会期の決定を議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日 1 日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 裕司君) ご異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日 1 日と決定いたしました。

この際、諸般の報告をします。平成 22 年 7 月 20 日から平成 22 年 11 月 14 日までの諸会議の報告につきましては、お手元に配布しております報告書のとおりです。ご了解いただきますようお願いいたします。

日程第 3、議案第 4 号 北河内 4 市リサイクル施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正を議題とします。理事者から提案理由の説明をいたさせます。武岡課長。

○課長(武岡 義正君) ただいま上程いただきました議案第 4 号 北河内 4 市リサイクル施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。恐れ入りますが、議案書の 1 ページ、参考資料の 1 ページをお開き願います。

本案につきましては、育児を行う職員の仕事と子育ての両立を一層容易にするための環境整備を進める観点から、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことを受けまして、育児休業等の制度拡充を目的として改正するものでございます。

それでは条文の朗読を省略させていただき、主な改正内容につきまして新旧対照表に基づきご説明申し上げます。参考資料の 3 ページをお開き願います。

第 2 条は、育児休業をすることができない職員に関する規定でございます。現行の第 1 号及び第 2 号につきましては、法の規定と重複することとなることから、削除するものでございます。同じく現行の第 4 号及び第 5 号は、今後、配偶者が育児休業している場合や就労していない場合であっても、職員が育児休業することができるよう規定を削除するものでございます。

第 2 条の 2 は、原則として、産後 57 日の間に男性職員が育児休業した場合については、特別な事情がなくとも、その後、再度の育児休業をすることができるようになったことから、新たな規定を設けるものでございます。

続きまして 4 ページから 5 ページにかけまして、第 3 条は、再度の育児休業を認め

る場合の特別の事情に関する規定でございます。第 2 号及び第 6 号は、法改正に伴う文言整理でございます。第 5 号は、再度の育児休業をする要件といたしまして、これまでは 3 カ月以上の期間にわたり配偶者が育児休業をしている必要がございましたが、今後はこれに関わりなく育児休業をすることができるよう改正を行うものでございます。

第 5 条は、育児休業の承認の取り消し事由に関するもので、今回の制度拡充に伴いまして、取り消し事由の緩和を図るものでございます。

第 7 条は、第 2 条の育児休業に関する取り扱いと同様に、育児短時間勤務を行う場合の要件を緩和する措置でございます。

次に 6 ページから 7 ページにかけまして、第 8 条は、再度の育児短時間勤務をする要件といたしまして、これまでは 3 カ月以上の期間にわたり配偶者が育児短時間勤務をしている必要がございましたが、育児休業と同様に、今後はこれに関わりなく育児短時間勤務をすることができるとする内容の改正でございます。

第 11 条は、育児短時間勤務につきましても、育児休業の取り扱いと同様に、配偶者が子を養育できる環境にある場合であっても、今後は承認の取り消し事由とはしないとするものでございます。

次に 8 ページから 9 ページにかけまして、第 15 条は、部分休業に関しましても要件を緩和するための改正を行うものでございます。

第 16 条は、文言整理を行うものでございます。

最後に、附則といたしまして、第 1 項は、施行期日を公布の日とするものでございます。

第 2 項は、経過措置といたしまして、改正前に職員が申し出た計画は、この条例による改正後の条例の規定により提出された計画とみなすとするものでございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 裕司君）　これから質疑に入ります。なお、会議規則によりいずれの質疑も質疑の回数は 3 回を超えることができません。また、質疑は議題外に及ぶことのないように念のためお知らせします。これから質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 裕司君）　質疑なしと認めます。これから討論に入るのでありますが、

ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 裕司君) 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 裕司君) ご異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、認定第1号 平成21年度北河内4市リサイクル施設組合歳入歳出決算認定を議題とします。理事者から提案理由の説明をいたさせます。武岡課長。

○課長(武岡 義正君) ただいま上程いただきました認定第1号 平成21年度北河内4市リサイクル施設組合歳入歳出決算の認定につきましてご説明を申し上げます。恐れ入りますが、議案書の4ページをお開き願います。

本決算認定は、地方自治法第292条において準用する同法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付して、認定に付するものでございます。

平成21年度におきましては、年間1万1275トンのペットボトルやプラスチック製容器包装の選別・圧縮梱包処理を行い、容器包装リサイクル法の改正により、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会から、品質基準等に基づき「再商品化合理化拠出金」の配分を受けております。これからも運転管理業務に当たりましては、リサイクルの合理化・効率化及び品質の向上に努めてまいります。また、事務執行に当たりましても、関係4市の財政状況等を勘案し、合理的・効率的な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

それではお手元の歳入歳出決算書に基づきまして順次ご説明を申し上げます。

決算書の22ページ、実質収支に関する調書をお開き願います。

歳入総額は5億7125万6000円でございます。一方、歳出総額は5億4769万3000円でございます。その結果、歳入歳出差引額は2356万3000円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は2356万3000円となり、同額を翌年度へ繰り越しいたしまして平成21年度決算を終了させていただいた次第でございます。

ご参考までに、現計予算額に対する執行率は、歳入で94.8%、歳出で90.9%となっております。

恐れ入りますが、7 ページにお戻り願います。

続きまして、歳入歳出決算事項別明細書によりまして主な決算内容につきましてご説明を申し上げます。8 ページ、9 ページをお開き願います。

初めに歳入でございますが、1 款 分担金及び負担金、収入済額 3 億 2904 万 7085 円、内訳といたしまして枚方市負担金が 1 億 4747 万 326 円、寝屋川市負担金が 9813 万 2121 円、四條畷市負担金が 3874 万 336 円、交野市負担金が 4470 万 4302 円でございます。

次のページ、10 ページ、11 ページをお開き願います。

2 款 財産収入につきましては収入済額が 0 円でございます。

続きまして 3 款 諸収入、収入済額 2 億 2104 万 3409 円、内容につきましては目ごとにご説明申し上げます。

1 項 組合預金利子、1 目 組合預金利子、収入済額 5 万 4259 円、組合預金利子でございます。

2 項 雑入、1 目 雑入、収入済額 2 億 2098 万 9150 円、内訳といたしましてはペットボトル有償入札抛出金収入 553 万 7922 円、再商品化合理化抛出金収入 2 億 1534 万 2911 円、雑入の 10 万 8317 円につきましては自動販売機の行政財産目的外使用に係る光熱水費でございます。

次のページ、12 ページ、13 ページをお開き願います。

4 款 繰越金、収入済額 2116 万 6342 円につきましては前年度繰越金でございます。内容といたしましては平成 20 年度の決算剰余金でございます。

歳入合計といたしましては収入済額 5 億 7125 万 6836 円でございます。

続きまして、歳出につきましてご説明を申し上げます。14 ページ、15 ページをお開き願います。

1 款 議会費、予算現額 311 万 8000 円、支出済額 216 万 2909 円、主な内容といたしましては議員報酬 199 万 8655 円、会議録作製に伴います筆耕翻訳料 10 万 8411 円、行政視察に係るバス使用料 5 万円などでございます。

2 款 総務費、予算現額 6225 万 4523 円、支出済額 5702 万 5159 円、内容につきましては目ごとにご説明申し上げます。

1 項 総務管理費、1 目 一般管理費、予算現額 6196 万 9523 円、支出済額 5683 万 3223 円、主な内容といたしましては特別職報酬 71 万 4000 円、総合評価委員報酬 1 万 8000 円、報償費・意見書執筆謝礼 5 万円。次のページ、16 ページ、17 ページをお開

き願います。需用費・例規集追録作製に係る印刷製本費が 21 万 5523 円、役務費・電話料が 34 万 295 円、施設総合管理や機械警備などの委託料が 602 万 9100 円、コピー・ファックスなどの使用料が 37 万 9919 円、派遣職員人件費負担金が 4857 万 9908 円などでございます。

2 目 公平委員会費、予算現額 4 万 9000 円に対しまして支出済額が 0 円で、全額不用額でございます。

続きまして 2 項 監査委員費、1 目 監査委員費、予算現額 23 万 6000 円、支出済額 19 万 1936 円、内容といたしましては監査委員報酬でございます。

次に 18 ページ、19 ページをお開き願います。

3 款 衛生費、予算現額 4 億 8681 万 100 円、支出済額 4 億 4702 万 5436 円、主な内容といたしましては需用費・光熱水費 1520 万 5073 円、運転管理等業務やプラスチック製容器包装再商品化業務などの委託料が 2 億 337 万 9208 円、構成 4 市への交付金・再商品化合理化拠出金分配金が 2 億 1534 万 2911 円などでございます。

次に 20 ページ、21 ページをお開き願います。

4 款 公債費、予算現額 4148 万 1000 円、支出済額 4147 万 9960 円、内容につきましては目ごとにご説明申し上げます。

1 項 公債費、1 目 元金、予算現額 2610 万円、支出済額 2609 万 9712 円、内容といたしましては償還金でございます。

2 目 利子、予算現額 1538 万 1000 円、支出済額 1538 万 248 円、内容といたしましては利子及び割引料でございます。

歳出合計といたしましては予算現額 6 億 271 万 9000 円、支出済額 5 億 4769 万 3464 円でございます。

続きまして、23 ページ以降の財産に関する調書につきましてご説明を申し上げます。24 ページをお開き願います。

1 の公有財産につきましては、土地・建物ともに平成 21 年度中の増減はございません。

また、2 の物品につきましても、平成 21 年度中の増減はございません。

以上、簡単な説明ではございますが、平成 21 年度北河内 4 市リサイクル施設組合歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

添付いたしております決算に関する主要な施策の成果及び決算審査意見書をご参照賜りまして、何とぞよろしくご審議の上、ご認定賜りますよう、よろしくお願い申し

上げます。

○議長（森 裕司君） 順次、質疑を許します。まず通告に従い、伊藤議員の質疑を許します。1番、伊藤議員。

○1番（伊藤 和嘉子君） 枚方の伊藤でございます。決算書19ページにあります環境調査業務委託288万7500円についてということで通告をさせていただいておりますが、私は平成19年の228万9000円、平成20年度315万6300円という金額の環境調査が計上されていましたが、そのお金のことというよりも、その環境調査の中身について質問をさせていただきたいと思っております。

有害大気汚染物質測定調査で環境基準値4物質、ジクロロメタン、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンとアルデヒド類2物質を調査したが、いずれの測定値も基準値等を大きく下回る結果だった。そしてTVOCの値は敷地境界、いわゆる外気よりもチャンバー室、施設内の空気排出口が高い濃度となっているが、敷地境界においては平成19年11月の施設稼働前に実施した調査と比較しても、施設の稼働による影響は認められない。また、この4市リサイクル施設から排出される構成物質を調査した結果、イソブタンやノルマルブタン、イソペンタン、エタノールなどが大部分を占めているが、これらの物質は健康影響が懸念される物質ではない。そして悪臭測定調査については、悪臭防止法に定められた特定悪臭22物質の調査を実施した。その結果すべての物質において規制基準値以下であったと報告されています。

様々な規制基準に合った形でこの廃プラ事業を行っているから問題はないという記述になっているわけですが、実際この施設の近い所に住んでいる住民の皆さんが、この廃プラ施設ができるまでは全く身体症状がなかったのに、廃プラ施設ができてから深刻な健康被害が出た方が多く出ておられるわけです。

この施設建設にあたって北河内4市リサイクル施設組合専門委員会報告書が出されていますけれども、その段階でも2人の専門委員の方から施設の設置と運転によって物質名が既知、すでに知られている、あるいは未知の化学物質が貯蔵施設及び圧縮施設から大量に発生することが予想されるという意見が出されておりました。

循環型社会形成の名で廃プラもリサイクルの対象にされたわけですがけれども、廃プラのリサイクル処理によって逆に環境汚染と健康被害が生じ、寝屋川の廃プラ公害問題と言われるまでになっています。行政の責任で地域住民の皆さんの協力を得ながらも健康被害の実態を調査して、化学物質を研究する専門家の皆さんにも依頼するなど、もっと多岐にわたる調査をすべきだと思います。これは管理者の見解をお尋ねいたし

ます。

○議長（森 裕司君） 清水事務局長。

○事務局長（清水 弘美君） 伊藤議員のご質問にお答えをいたします。

疫学調査や健康調査の実施につきましては、先の裁判におきまして「4 市施設からの化学物質による健康被害の発生を認めることはできない」と大阪地裁によって判断をされております。また、杉並中継所での訴訟においても、廃プラによる化学物質の発生は認められておりません。また、大阪府・寝屋川市が共同で有害大気汚染物質測定方法マニュアルに基づき、1 年間の大気環境調査を実施した結果、すべての項目において環境基準値や指針値以下であったことから、調整協議が行われ、現時点では科学的に実証できる検査方法もないことから、行う必要はないと考えております。

○議長（森 裕司君） 1 番、伊藤議員。

○1 番（伊藤 和嘉子君） 管理者の見解をお尋ねしたんですが、事務局長からのお答えでしたが、管理者の方はいかがでしょうか。

○議長（森 裕司君） 馬場管理者。

○管理者（馬場 好弘君） ただいま事務局長がご答弁を申し上げたとおりであります。この種の質問については毎回この議会でも本市の議会でもご答弁を申し上げております。以上です。

○議長（森 裕司君） 1 番、伊藤議員。

○1 番（伊藤 和嘉子君） 前回の議会でも馬場管理者は私、伊藤から同じ質問を何回も受けている。そういう答弁をなされました。事態が全く解決していないということで同じ質問を繰り返させていただいているわけですが、これにつきましては次に控えています一般質問の中でまた質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（森 裕司君） 次に中谷議員の質疑を許します。7 番、中谷議員。

○7 番（中谷 光夫君） 寝屋川の中谷でございます。まず委託料についてですけれども、1 つ目、運転管理等業務委託について質問します。前回は一般競争入札の結果、トン当たり 1 万 3990 円という低入札で、低入札調査委員会の審査が行われて、それを経て、大阪東部リサイクル事業協同組合が落札をし、今回はまた総合評価指名競争入札という形をとって事実上、大阪東部リサイクル事業協同組合 1 社のみの入札で、トン当たり評価基準価格の 1 万 4849 円、評価点は 300 点分の 297 点で落札をしています。ちなみに 2009 年度の決算額は 1 億 6561 万 8982 円です。いずれもその年度限りの審査

委員会設置要綱を作ったの対応となっています。

今回の契約事務審査委員会、運転管理等業務委託総合評価審査委員会は開催されたのでしょうか。開催の有無、開催されておれば開催日時、10人の委員の出席状況を明らかにしてください。また、今回の総合評価はどのように行ったのか、説明を求めます。前回といい、今回といい、委員会の設置要綱は事務局が作成したと聞いていますが、以前から日本共産党寝屋川市議員団が指摘してきたように、競争入札の形をとっていますが、大阪東部リサイクル事業協同組合の選定ありきの疑いを抱かせる、行政と業者の癒着、恣意的な選定の意図を感じます。前は低入札、今回は総合評価、公正な競争入札を確保する制度設計とは言えないと考えます。見解を求めます。

また、容器包装プラスチックの処理業務について、大阪東部リサイクル事業協同組合は、特別扱いともいえる随意契約で、寝屋川市の委託を7年間受託し、その延長線上で4市施設の運転管理等業務を受託してきています。一般競争入札の場合は、これまでの選定業者が変わることもあるというのが当然の前提になると考えます。2008年（平成20年）の8月中旬、大阪東部リサイクル事業協同組合の関係者、従業員が大勢、寝屋川市の日本共産党議員控室に押しかけ、「わたらの職場つぶれたらどないしてくれんねん。命の保障してくれんのかい」などと大声で罵声を浴びせてきたことを思い出します。改めて、自分達への落札を当然視していたからこそその蛮行だったのではないかと考えます。行政上の権限がない議員に対して、住民の立場から行政を問い質す議員としての当たり前活動に恫喝、威圧をかけるなどは断じて許されないことです。今回の委託に際して、改めて所見をお聞きします。

2つ目、プラスチック製容器包装再商品化業務委託についてです。4市組合の約9974トンがリサイクル・アンド・イコール社に全量引き取られています。4市が容リ協に対して負担する2009年度のトン当たり単価は6万5700円、委託する全量の5%分として3276万4326円となっています。日本容器包装リサイクル協会がイコール社に委託する金額は、マテリアルリサイクルのため、トン当たり8万3980円、総額にして8億3760万8961円となっています。ちなみに2010年度は、4市組合の負担はトン当たり5万3200円、3%分となっています。しかし、容リ協からイコール社への委託単価はトン当たり8万1800円で、総額で8億円を超えます。イコール社の2009年度の実績報告では、他に門真市から978トン、明石市から24トン、橿原市から2トン、明日香村7トンとなっています。ベールの処理量の約半分5484トンが原料化量として、パレット製造枚数30万7037枚となっています。いろんな種類があるため一概に言えませ

んが、1枚600円で計算するとパレットの総額は1億8422万2200円になります。分別収集・運搬費用を除いても8億円以上のお金で2億円に満たない再商品化しかできない。業者にとっては合わせて10億円以上の収入になる。循環型社会形成を理由にした事業ですが、こんな非効率、不公正はないと考えます。所見をお聞きします。

また、イコール社の操業に加えて4市施設が稼働してから、廃プラ処理による健康被害の訴えが地域的な広がりの中樞神経症状への進行という深刻な内容になってきています。経済の非効率性とあわせ、健康被害の問題からも事業の見直しが必要と考えます。見解をお聞きします。

次に3つ目、環境調査業務委託についてです。排出空気監視モニター一覧表によれば、建設にあたって施設の安全性を検討した専門委員会報告、 $1400\mu\text{g}/\text{m}^3$ という想定の内容と大きく異なる事態が続いています。どんな分析検討をしていますか。所見をお聞きします。

次に、健康被害の訴えがあるのに、なぜ住民が求める環境調査をしないのか。この点についてもお聞きをします。

環境基準値がある4物質、室内濃度指針値があるアルデヒド類2物質の調査をして、測定値が基準値等を大きく下回る結果だった。また、チャンバー室内空気の大部分がイソブタン、ノルマルブタン、イソペンタン、エタノールだった。だから健康影響がないかのように述べていますが、環境基準値、室内濃度指針値がある6物質がTVOCに占める測定割合は、敷地境界で測定量のわずか2.1%から3.3%に過ぎません。2008年6月に日本共産党の山下芳生参院議員が行政監視委員会で寝屋川の廃プラ問題を質問しました。その際、鴨下環境大臣は「未知の物質の影響も考えられる」と答弁をしました。そのように環境基準値や指針値が明らかにされていない物質の影響が十分考えられます。

また、ブタン類等の健康影響がないとしていますが、環境省がSPM及び光化学オキシダントの原因物質を規制するにあたって示した「揮発性有機化合物（VOC）に該当する主な物質」100項目のリストに挙げられており、喘息、肺がんなどの健康被害をもたらす有害物質とされています。ブタン類等だけでなく、健康被害への影響が考えられる未知物質を含むその他の物質こそ調査すべきではないでしょうか。所見をお聞きします。

また、イソブタンやイソペンタンなどは引火性が高いとされていますが、そうした危険性に対する認識はどうですか。以上の点について見解をお聞きします。

次に、ウツミリサイクルシステムズの行政視察についてです。今年 1 月 29 日の行政視察は大変よい勉強になりました。特に、全国でも有数のペットボトルを回収、リサイクルしているウツミリサイクルシステムズの視察で聞いた内容は、4 市組合のあり方を考える上で大変重要です。ウツミのりんくう工場では、何よりも使用したペットボトルが純品になることはないということ。ペットボトルとして再生する億のお金をかけた大きな機械はあるけれども、経済性からも使用したことがなく、巨大なオブジェとしての展示品になってしまっていること。フレークからロール状にしたものを泉南工場に運び、卵パックを 1 日数百万単位で生産していること。卵パックのリサイクルは事実上困難であること。その他プラは 9 割方ごみと話されたこと。ペットボトルしか扱わない理由がよく分かる説明でした。我が意を得たりと感じたものです。2 月議会でも申し上げましたが、「その他プラ」は多くのプラスチックが使われ、また可塑剤や添加剤など、プラスチック以外によく分からない物質が使われているため、圧縮、破碎、加熱溶融などの処理によって多種類の V O C（揮発性有機化合物）が発生します。深刻な健康被害の要因にもなっています。4 市組合として、事業の見直しが迫られる内容だったと思いますが、どう学んだのか、所見をお聞きします。

○議長（森 裕司君） 理事者から答弁をいたさせます。清水事務局長。

○事務局長（清水 弘美君） 中谷議員のご質問に順次お答えいたします。

まず運転管理等業務委託につきましては、契約事務審査委員会を 3 回、12 月 3 日午後 5 時、1 月 6 日午後 2 時、2 月 22 日午後 2 時から、各日とも委員全員出席で開催しております。また、運転管理等業務委託総合評価審査委員会は 3 回、1 月 6 日、2 月 22 日は委員全員出席で、3 月 25 日午後 5 時から 1 名欠席で開催しております。なお、12 月 28 日午後 3 時から学識経験者 2 名からの意見聴取を行っております。

また、総合評価は当初、1 月 12 日付で総合評価制限付一般競争入札として実施をいたしました。当初の入札条件により入札参加申請者が 2 名に満たなかったため入札を一旦中止し、2 月 25 日付で改めて総合評価指名競争入札として再発注したものでございます。

なお、総合評価方式での入札執行につきましては、平成 21 年 6 月 12 日付で閣議決定された「平成 21 年度中小企業者に関する国等の契約の方針」において示された、地域の中小企業者の適切な評価における総合評価落札方式の積極的な活用及び品質確保の観点から公平性・透明性・競争性の確保を目的として行ったものでございます。

また、今回の委託に関しましては、価格面において、本組合が示す事前に公表して

いる予定価格の範囲の最下限で応札されるとともに、総合評価における品質面においても高い評価を受けており、本組合が示す契約内容に十分適合した履行がなされるものと判断をしております。

次に、プラスチック製容器包装再商品化業務委託につきましては、容器包装リサイクル法に基づき行っている事業であり、また国の施策であることから、事業の見直しは考えておりません。

次に、環境調査業務委託についてのうち、専門委員会報告につきましては、施設の維持管理にはTVOCの概念を進めるべきとの報告を受けておりますので、今後も継続してTVOC及び大気汚染防止法における環境基準の4物質、アルデヒド2種類の測定調査を行うとともに、施設の運転管理には万全を期してまいります。なお、専門委員会での $1400\mu\text{g}/\text{m}^3$ は単なる参考値であり、専門委員会が想定をした内容でもなんでもございません。

次に、環境調査の内容につきましては、廃プラの中間処理により、住民の健康に影響を与える有害物質が発生しているとは考えられないため、現在の調査項目で現状を十分把握できていることから、見直す必要はございません。

次に、規制値のない物質の調査につきましては、敷地境界におけるTVOCの調査の結果、施設稼働前と比較しても大きな数値の変化がなく、また、施設従業員に何ら健康被害も発生しておらず、施設稼働による影響はないものと認識をしているため、実施をいたしません。

次に、環境省通知において列挙されているVOC構成物質100種類は、関係者の理解を容易にすべく、平成12年度における排出量推計結果に基づき排出量の多い順番に列挙したものに過ぎず、当該物質の危険性を考慮して記載したものではございません。

また、ブタン類の危険性につきましても、平成22年9月10日の環境測定数値と労働環境での基準にあたるアメリカ産業衛生協議会の許容濃度とを比較いたしますと、約0.2%であり、引火等の危険性は全くございません。

次に、行政視察に関連しての事業見直しにつきましては、本組合は容器包装リサイクル法に基づき、中間処理を行う施設であり、事業の見直し等は考えておりません。以上でございます。

○議長（森 裕司君） 7番、中谷議員。

○7番（中谷 光夫君） いろいろ答弁いただきましたけれども、まず運転管理等業務委託についてですけれども、今回の総合評価ですね、297点という、この評価は事

事務局がしたというふうに伺っているんですけども、その点改めて確認できるでしょうか。

それから 300 点のうち 297 点ということが 2 回目の競争入札においても結局東部以外がすべて辞退したということの理由になっているんじゃないかなというふうに思います。そういう意味では今後も総合評価方式を続けるということであれば、本施設が続く限り半永久的に大阪東部リサイクル事業協同組合が業務委託を受け続けることになると思います。究極の特別扱いではありませんか。公正な競争性を担保する考えがあるのかどうか。あるのならその具体的な方式を明らかにしてください。

次にプラスチック製容器包装再商品化業務委託についてですけれども、日本容器包装リサイクル協会を通じてですが、運搬費用等を考えれば 4 市の再商品化基準適合物は今後もイコール社に業務委託される以外考えられません。イコール社の設立と一体に大阪東部リサイクル事業協同組合が廃プラ事業の推進で利益を上げようと計画構想していたとおりの現実となっています。健康被害の訴えに真面目に向き合おうとしない理由は何ですか。事業の見直しを全く考えないという姿勢は、特定業者団体言いなり、行政が屈服しているとしか言えません。改めて答弁を求めます。

3 点目、環境調査業務委託についてですが、TVOC の連続測定値の現状は専門委員会報告と大きく異なっています。VOC を 90% 除去するとした活性炭吸着の効果の検証はどうなっていますか。専門委員会の目的は施設の安全性の検証でした。言い換えれば、健康被害が出た時には施設の是非が問われると考えます。健康被害を生まない予防原則に立った対応が求められています。健康影響がないとするための環境調査ではなく、健康調査をまず行った上で、未知物質の影響にも踏み込んだ必要な環境調査を行うべきと考えます。答弁を求めます。

4 点目、ウツミリサイクルシステムズの行政視察についてですが、プラスチックは純品に戻らない。ペットボトルに再生するには経済的に非効率。その他プラはほとんどごみにしかならない。今挙げた内容は、ペットボトルのリサイクルでは全国的にも有数の業者から直接学んだことだけに、4 市施設の事業を考える上で大変重い意味があると考えます。事業の見直しのために十分な検討を求めておきます。2 回目の質問とします。

○議長（森 裕司君） 武岡課長。

○課長（武岡 義正君） それでは運転管理業務のご質問についてお答えいたします。

まず事務局の方で採点したのかどうかのお問い合わせなんですけれども、落札者決

定基準を策定しておりますので、これは基本的には客観数値で作っております。事務局の方で採点を行って、審査委員等に判断をしていただいたというところでございます。

次に、これから究極に1社になるのかどうかというお問い合わせなんですけれども、当初、先ほど局長がお答えさせていただきましたように地方自治法施行令第167条の10の2の規定により制限付の一般競争入札を法に基づいて実施をして、それにつきまして応札参加者が1社しかなかったため、同法第167条の12の規定に基づきまして総合評価指名競争入札を実施したものでございます。ですからどちらも法の規定に基づきまして執行をしております。以上でございます。

○議長（森 裕司君） 清水事務局長。

○事務局長（清水 弘美君） イコール社との関係でございますが、これからうちの品物をイコール社へずっと持っていくのではないかと、これももう何回もこの答弁はしておりますが、4市は容リ協会と契約をしております。容リ協会が入札をもってどこの業者にするかというのが決められておりますので、全くうちとは関係ございません。

もう1つ、健康被害の問題で、予防原則の問題を言われましたけども、この施設は大気汚染防止法の対象外施設でございます。ですから本来でしたら環境調査をする必要性は本来ないのです。しかし、我々は予防原則に基づいてきちっと住民の皆さんに安心、安全を示すためにやっております。以上でございます。

○議長（森 裕司君） 7番、中谷議員。

○7番（中谷 光夫君） 今回も住民が訴える健康被害に真摯に向き合うという答弁、姿勢がなかったことは大変残念と言わなければなりません。施設の安全性が改めて問われる状況が稼働後間もない時期から今日まで続いているのに、再検証する考えも全く示されませんでした。施設建設に多数の反対があったことを今一度想起し、住民が恐れた健康被害が現実に発生し、深刻化していることを直視し、施設の安全性の再検証、事業の見直しを検討するよう強く求めて、質問を終わります。

○議長（森 裕司君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 裕司君） これをもって質疑を終結します。これから討論に入るのであります。ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。7番、中谷議員。

○7番（中谷 光夫君） 認定第1号 2009年（平成21年度）北河内4市リサイクル

ル施設組合歳入歳出決算認定に反対の討論を行います。

質疑を通じて明らかにしたように、本事業は特定の業者団体の意向を受けて行政が事業ありき、特定業者団体を優先的に特別扱いして進めてきたものです。施設建設にあたって施設の安全性を検証するために作られた専門委員会報告とも大きく異なるT-VOCの排出状況が続いています。循環型社会形成、リサイクルの美名であまりにもひどい非効率な経済性、深刻に広がっている健康被害を無視することは許されません。住民の声を聞かない事業推進ではなく、提起されている問題、課題に真摯に向き合い、根本から事業の見直しを検討するよう求めて、反対討論とします。

○議長（森 裕司君） 他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 裕司君） これをもって討論を終結します。

これから認定第1号を起立により採決します。本件は原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（森 裕司君） 起立多数であります。よって本件は原案のとおり認定されました。

日程第5、一般質問を行います。なお、質問者の質問時間には15分以内という時間制限の申し合わせがあります。また、発言回数は3回までですので、念のためにお知らせいたします。ただいまから順次、質問を許します。まず伊藤議員の質問を許します。1番、伊藤議員。

○1番（伊藤 和嘉子君） 改めまして一般質問で寝屋川の廃プラ施設周辺で多発している健康被害に対する管理者の認識を伺いたしたいと思います。

私は今まで、先ほど申し上げたようにこの議会で機会あるたびに寝屋川市で起こっている廃プラリサイクルによる健康被害について、行政として健康調査を行うべきだと求めてきましたが、施設側は健康被害の原因になる物質は出していないとして、いまだに十分な調査を行わないままとなっています。民間の廃プラ施設、そして行政が行うこの4市リサイクル施設の操業で、施設周辺に住む住民に健康被害が大きく広がっているんです。この実態について管理者として全くこんなことを知らないと言うのか、ないと言うのか、どのような認識をされているのか、改めてお尋ねをいたします。

○議長（森 裕司君） 清水事務局長。

○事務局長（清水 弘美君） 伊藤議員のご質問にお答えをいたします。

本施設組合では、稼働当初から環境保全対策に関しましては万全を期しており、また敷地境界でのT-VOCの数値も稼働前と稼働後においてほとんど変化がございません。本施設を原因とする健康被害はないものと認識をしております。以上でございます。

○議長（森 裕司君） 1番、伊藤議員。

○1番（伊藤 和嘉子君） 同じような答弁を繰り返していらっしゃるわけですが、普通地方自治体の中で一定の地域で1人でも2人でも住民から要望があった時には、前も申しあげましたけれども、職員なり担当課が出向いて、どんな様子なんだということは調査するのが当たり前だと思うんですが、この廃プラ施設周辺で起こっている健康被害については全くそういう行動を起こされていないと言わざるを得ません。

平成21年11月の第2回定例会の私の質問に対して馬場管理者の答弁の中で、「このリサイクルプラザと同じような施設が全国で600からある。しかし、こういった問題が起こっているのは寝屋川のこのリサイクルプラザだけなんだと。原告の皆さん方は、健康被害はこのリサイクルプラザが原因だと言っている。しかし、管理運営する者にとってはそうではないと思っている。どこまで行っても平行線だから裁判になったんだ。法治国家である以上、裁判の結果を待たなければ仕方がない」と発言されているんです。私もこの4市の視察でこういった施設を見せていただきましたが、設置場所は住宅から遠く離れている場所であったり、海岸に近い、または山の中で民家から離れて、職員の方も通勤に車や単車を使っている。そんな状況の場所に作られていました。

排出ガスが住宅地に到達するかどうかについて、西川栄一・神戸商船大学名誉教授が煙の実験や温度測定による気流の調査結果や地形について裁判所に意見書を出されています。この寝屋川では2つの廃プラ工場が立地する場所は窪地になっていて、風が弱く、夜間を中心に年中接地逆転層が形成されている。これは日没とともに昼間とは違って地面が冷え、地表付近の気温が下がって空気層の対流が起こらなくなって空気が沈む現象である。この接地逆転層に廃プラ処理施設工場からの有毒ガスが排出されると、ガスの拡散が抑えられ、地を這うように住宅地に到達する。逆に風の強い日には大気は攪拌され、有毒ガスも薄められるので住宅地での臭いもあまり感じられなくなることは逆の証左、証拠でもある。寝屋川の清掃工場の高い煙突から出る煙は、接地逆転層よりもずっと高い所に放出されるので上方に拡散をしていく。寝屋川の廃プラ処理施設の稼働以前から杉並病などで廃プラ公害の発生は十分予測された。柳澤

東大教授は法廷において、このような気象や地理条件のもとで住宅地の近くに廃プラ施設を設けることは言語道断であり、住民の差し止め要求を無視して施設建設を強行した行政の責任は重大である、と証言されているのです。

確かに建設の時にも住民の方からこういったことを予測して抗議行動が起こされていました。しかし強行された。そういった中で、このことについて管理者のご意見をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（森 裕司君） 清水事務局長。

○事務局長（清水 弘美君） 先ほどもご答弁いたしました。裁判所は4市施設からの化学物質による健康被害の発生は認めることはできない、ということで大阪地裁で言うておられます。

もう1点、接地逆転層の問題が出ましたが、柳澤教授の証人尋問が4月16日高裁で行なわれ、この地域は接地逆転層を形成する頻度が高いと言われました。根拠は、東側に200mから300mぐらいの山がある。周りが200mから300mぐらいの山に囲まれている。これが接地逆転層を形成する頻度が高くなるということと言われました。ここに200mから300mの山と言いますと飯盛山でございます。飯盛山まで設置逆転層が非常に多いのかというと、それはもうやっぱり疑問があると思います。以上です。

○議長（森 裕司君） 1番、伊藤議員。

○1番（伊藤 和嘉子君） 今のご答弁の中で、今、管理者からはいただいていないのですが、実際に寝屋川のこの地域でたくさんの住民の方が声を上げていることに対しての答弁がないのですが、そのことについてはいかがですか。住民の健康被害に対する話は少しでも耳に入っているかと私は想像するのですが、その点についてのご答弁がありませんでした。

○議長（森 裕司君） 清水事務局長。

○事務局長（清水 弘美君） 確かに健康被害という話はお聞きをしています。しかし、うちから化学物質が出て、それが健康被害ということは私は思ってません。何らかの原因があつて健康被害が起こっていると、うちではございません。

○議長（森 裕司君） 暫時、休憩します。

（午後2時57分 休憩）

（午後2時58分 再開）

○議長（森 裕司君） 再開します。これにて伊藤議員の一般質問を終結します。次に中谷議員の一般質問を許します。7番、中谷議員。

○7 番（中谷 光夫君） 質問に先立って、先ほど活性炭吸着の効果の検証についてお聞きしたんですが、答弁がなかったので、改めてお聞きしておきます。

廃プラ処理による健康被害についてですが、健康被害については、真鍋穰医師が全国保険医団体連合会機関誌「月間保団連 10月号」に「リサイクル＝エコロジーの名による新たな公害」と題する論考を掲載しています。本年 6 月に症状を訴えた住民 33 人を診察した結果、WHO（世界保健機関）によるシックビル症候群、日本ではシックハウス症候群と言われています。こうした定義にあたる症状に苦しんでいることが明らかになったとしています。

真鍋医師は本件地域の病気について、地域の空気が汚染された結果によるとして、「シックゾーン」と呼ぶ提起をしておられます。シックハウスの特徴は、その場を離れると軽快することとされ、本件では、地域を離れると軽快する人が 24 人と多数になっています。

真鍋医師は、診察結果から、シックハウス症候群同様の VOC による健康被害の特徴を持つと指摘しています。そして「廃プラスチック再処理による健康被害をここで食い止めなければ、過去の公害同様、将来に禍根を残すことになろう」と締め括っています。

次に、控訴審での化学物質過敏症専門医として著名な宮田幹夫医師の診断結果、意見書についてです。本年 6 月、住民 11 名が上京して宮田医師の診察を受けています。その結果は、11 名全員に中枢神経障害を認めたというものです。内容は、全員に自律神経失調を認め、化学物質過敏症を認めた。神経学的検査により平衡機能障害も検出されています。

意見として、①患者の愁訴は決して気分的、精神的なものでも、ましてパニックなどによるものではない。自律神経系及び中枢神経系の身体的な不調から生じているもの。②患者の問診と発症時期から考えて、プラスチックマテリアルリサイクル施設の稼働からの大気汚染が発症に関わっている可能性は十分検討される必要がある。③空気汚染からの症状には、粘膜刺激症状、神経・精神症状、アレルギー症状を伴うが、今回の症例はその典型。④受診患者全員に神経系の異常が検出されたことは、中毒性の環境汚染と考えざるを得ない。環境起因性の疾患では、その場を離れると症状がやや改善し、その場に戻ると症状が悪化することが常識。一般に平衡機能は比較的早く改善されるが、自律神経失調の回復には長期を要する。人は 1 日に 15kg～20kg の空気を体内に取り入れる。飲食物は解毒のための関門として肝臓があるが、空気汚染化学

物質には関門はなく、直接血液や脳に化学物質が溶け込む。神経系に障害が生じやすいのは、このためと考えられる。⑤患者が一定地域に多発していることが、一番意味がある。空気汚染化学物質は空気より一般に比重が大きいため、下方に溜まる。もの言わぬ小児ほど影響が強くて出ている可能性もある。空気汚染化学物質曝露は、逃げ場がない。⑥今後も大気汚染下での生活が続くと、アレルギー患者や化学物質過敏症患者などが多発してくる。現在の中毒的な状況からの症状の改善はまだ比較的容易だが、アレルギーや化学物質過敏症のような過敏反応が生じてくると、難治性であるばかりか、一生を棒に振ってしまう可能性もある。関係各位の早急な環境改善と患者救済への対応が望まれる、などと述べておられます。

まさに、全国的に考えるべき深刻な課題提起が行われています。4市組合と4市組合を構成する各市の責任ある対応が求められています。急がれるのは、行政による健康調査です。そして、発生源と指摘をされている施設からの排出ガスの十分な大気環境調査です。さらには、施設の事業内容の抜本的な再検討も必要と考えます。以上の点についての見解をお聞きします。

次に6月14日の火災事故についてです。6月14日の火災事故では、周辺住民から有害ガスの発生による健康被害への不安の訴えが強く寄せられました。広報活動を寝屋川市の環境対策にも要請しましたが、結果として全く行われませんでした。後日の説明では、通常の火災と同様に、類焼の恐れがなかったから行わなかったとのことでした。

しかし、私は7月12日付の柳澤幸雄・東京大学大学院教授の大阪高裁への意見書を見て、寝屋川市と4市組合の火災事故の対応に重大な問題があったことを思い知らされました。当日、現場周辺を見回った時に、途中から経験したことがないしんどさを感じ、現場で活動中の方々に申し訳ないと思いながら市役所に戻りました。その日は1日中顔が腫れぼったく、火照りがなくなりませんでした。同僚議員からも顔が腫れていると言われました。その感覚がよみがえりました。

柳澤教授は「火災により極めて多種類の化学物質がシックゾーン内に放出され、本件地域を高濃度に汚染し、しかも非意図的に生成された化学構造不明の化学物質で本件地域を汚染した」と述べられています。

意見書には、6月16日の21時40分に観測されたクロマトグラムを掲載し、火災では廃プラスチックの不完全燃焼が生じるために、ダイオキシンなどに代表される非意図的に生成した化学物質が大量に排出される。実際火災から2日後に採取したシック

ゾーン内の空気からは、半月前に採取した空気に比べて非常に多くのピークがある。それらのピークの多くは背が非常に高く、クロマトグラムの上辺を突き破っている。温度逆転層による定常的汚染に加えて、火災による突発的汚染にさらされている本件地域の住民の健康を保護するためには、本件施設の操業を停止することが必要である、などと述べておられます。周辺住民から聞く願いとも重なります。

裁判の当事者として、今紹介したクロマトグラムを見ておられると思いますが、4市組合として汚染大気を観測調査しなかった理由は何ですか。住民の健康、環境に責任を持つ立場から答弁してください。

次に、民主党大阪府第12区総支部等へのイコール社関連の政治献金についてです。9月27日付の毎日新聞に、イコール社を100%連結子会社とする物流会社ワールド・ロジとその会長、そして関連会社から樽床伸二衆院議員が代表を務める民主党大阪府第12区総支部に多額の寄付があった記事が掲載されました。寄付が行われた前後は2つの廃プラ処理施設の計画が同時進行している時期であり、当時は廃プラ処理事業が健康被害をもたらすと、住民が今に続く強い反対運動を進めていました。そのため、4市施設建設の交付金決定が環境省から下りない状況にありました。毎日新聞は、U・E・Iとアイテムの関係2社からの計1500万円の寄付を「迂回献金」の疑いとして報道しています。私の調査では、ワールド・ロジの会長の民主党大阪府第12区総支部への個人献金は、2000年の10万円に始まって、03年に360万円、04年550万円、05年2000万円。ワールド・ロジからの企業献金は、01年600万円、02年464万円、03年640万円、04年84万円、05年63万円。また、会長は04年に樽床伸二後援会へ150万円、樽床伸二氏を代表とする関西政経フォーラム21にも150万円行っています。疑惑のすべての献金合計は分かっているだけでも6571万円にもなります。企業の政治献金については、利益を損なう場合には背任や横領の責任が問われる性格を持っています。また、毎日新聞は、樽床伸二議員の元公設秘書がイコール社やワールド・ロジの取締役になっていたことも報じています。

この疑惑に対して市民からはフィクサーの存在があるのではないかとの声も聞きます。改めて私は、寝屋川市議会や4市組合議会で質問してきたことを振り返ってみました。

この間私達日本共産党寝屋川市会議員団は、大阪東部リサイクル事業協同組合に対する行政の特別扱いを繰り返し問題にしてきました。大阪東部リサイクル事業協同組合の前身は、寝屋川資源再生業協同組合です。01年の7月に名称を変え、廃プラなど

のリサイクル事業の推進を掲げるとともに、02年12月には（目的）にあった「部落の完全解放をなす一環として」の文言を削除しました。

寝屋川市のクリーンセンター内で行われてきた廃プラスチック中間処理事業、4市組合施設の建設と運転、民間の廃プラ再商品化施設の建設と操業、これらに対する一連の特別扱いの疑問を解くカギが大阪東部リサイクル事業協同組合との関連で見ることにあると私は考えます。

大阪東部リサイクル事業協同組合の大阪府へ提出の2005年決算書類には、廃プラ事業について「今後とも寝屋川市と共に循環型社会の形成を目指す取り組みの一環として事業展開していく」として、繰り返し寝屋川市との連携、協調、近隣市、他市への働きかけがうたわれています。エコエリア構想への事業提案、事業参加、導入プランの報告など、事業計画推進が決議されています。その具体化として、株式会社リサイクル・アンド・イコールの設立、2500万円の出資が決定されています。

04年の初め頃に2つの廃プラ処理施設建設予定地の周辺住民が計画を知った時には、すでに事業計画の具体化がかなり進んでいたと言わなければなりません。住民が健康被害の不安から反対運動を進めたことに対して、業者と一体的に北河内各市に廃プラ圧縮梱包処理施設を働きかけていた寝屋川市は、業者優先、住民無視の行政姿勢を取り続けました。市街化調整区域にイコール社の建設を許可するばかりか、住民への計画公表も住民からの意見提出の機会もない建築基準法51条のただし書きの適用を業者の申請通りに行いました。4市施設についてもその姿勢は同様と言わなければなりません。住民運動の大きさに押されて専門委員会に途中から住民側推薦の委員を入れましたが、結局多数意見を委員会報告として、「安全宣言」を行いました。しかし、稼働してからの現状は、専門委員会報告とも大きく異なる事態となっています。4市組合の対応は、専門委員会の報告さえ無視、否定する状況です。活性炭吸着の効果の検証も実施されていません。

まともな自治体なら、住民が裁判にまで訴える健康被害があるかどうか、少なくとも調査があつてしかるべきではないでしょうか。調査もしないで、科学的な根拠も示さないで、不当な一審判決だけを頼りに否定し続けるというのは、業者の利益優先、事業ありきの背景に、政治家への献金疑惑との関連があると疑われても仕方ないのではないかと考えます。

私自身、東部やイコール社の関係者と称する人達から、少なくとも3度にわたり恫喝、威圧を受けてきただけに許せない思いでいます。

4 市の市長は、事業推進当初と代わっておられる方もいますけれども、管理者や副管理者として、マスコミ報道された疑惑との関係について、所見を明らかにしてください。

○議長（森 裕司君） 辻課長。

○課長（辻 康明君） それでは一般質問の関係ですね。1 つ質問で活性炭の効果が確認できてないにご指摘ございました。先ほどの議案質問の関係ですね。活性炭の効果につきましては、4 市組合が実施した環境測定におきまして施設内空気の排出口であるチャンバー室内空気がほとんどの項目で外気より低い濃度であるということで、活性炭の効果が確認されておるとまずご報告させていただきます。以上でございます。

○議長（森 裕司君） 清水事務局長。

○事務局長（清水 弘美君） 続きまして、中谷議員の一般質問について順次お答えをいたします。

健康被害についてのご質問でございますが、本施設組合では、稼働当初から環境保全対策に関しまして万全を期していることから、本組合施設を原因とする健康被害はないものと認識をしております。よって健康調査、新たな環境調査、事業内容の抜本的な再検討を行うことはございません。

次に、火災時に発生した化学物質の調査につきましては、一般家庭の火災においても台所用品・住宅建材・電化製品・文具類に多数のプラスチック製品が含まれております。この意味で、今回の「かざぐるま」の火災と一般的な家屋の火災とは大差がないと考えており、化学物質の調査も必要ないと判断をしております。

次に、マスコミ報道につきましては、その事実関係について本組合が判断できるものではございません。以上でございます。

○議長（森 裕司君） 7 番、中谷議員。

○7 番（中谷 光夫君） 環境保全対策に万全を期しているというふうに答えられたんですが、その具体的な内容の説明は一切ありませんでした。改めて具体的な、どういう環境保全対策、万全を期しているのか、答弁を求めたいというふうに思います。

それから 6 月 14 日の火災事故との関係では、私は柳澤幸雄教授の意見書の内容を見ているはずだということで具体的に求めました。その点でも全くそれに答える答弁でなかったというふうに思います。

次に民主党樽床氏の政治献金についてですけれども、副管理者にお聞きします。廃

プラ事業の推進に関連して業者あるいは寝屋川市から働きかけがあったかどうか、お答えください。

○議長（森 裕司君） 清水事務局長。

○事務局長（清水 弘美君） 万全の環境対策を行っております。と言いますのは、先ほども申しましたように、この施設は大気汚染防止法の対策施設ではございません。予防原則を踏まえて万全の環境調査を行っているということでございます。

○議長（森 裕司君） 馬場管理者。

○管理者（馬場 好弘君） 副管理者にお尋ねでありますけれども、私から代表してご答弁を申し上げます。そういうことは一切ございません。以上でございます。

○議長（森 裕司君） 7番、中谷議員。

○7番（中谷 光夫君） 残念ながら副管理者からは答弁ありませんでした。2001年（平成13年）8月、大阪東部リサイクル事業協同組合は事務所を本町の笠松ビルに変更しています。その後日本共産党寝屋川市会議員団が発行する寝屋川民報に、笠松工業が寝屋川市の管事業を半独占的に受注している実態を報道し、また大阪東部リサイクル事業協同組合の事務所が同ビルに同居していることを報道したすぐあとの2002年9月に、現在の梅が丘に事務所を移しています。12月には先ほど申し上げたように組合の目的から「部落の完全解放をなす一環として」の文言を削除しています。

私への圧力は1回目が2006年の9月25日です。市議会議長応接室で9人と会いました。黒のスーツを着た若い人が多くいました。22日の一般質問に作業服姿の大勢の傍聴があったあとです。木邨、松本、松岡の3人だけが苗字だけ名乗りました。2回目は2008年の4月22日です。部屋を出た廊下でばったり出会ったため、やむなく木邨、松本の2人に応対しました。3回目は2008年の8月14日から22日までの間です。大阪東部リサイクル事業協同組合の関係者、従業員を名乗る大勢でしたが、中心は木邨を名乗る人物でした。いずれも恫喝、脅迫の類でした。松本某は土木建設業を営み、東部開発にも関係する人物です。松岡某は大阪東部リサイクル事業協同組合を代表する人物です。不思議なのは3回とも来庁し、中心的な役割を果たした木邨なる人物です。元寝屋川市の職員と聞いています。大阪東部リサイクル事業協同組合にもイコール社にも直接関係がない人物であるにもかかわらず、なぜなのか。そこで私はフィクサーなるものの存在を感じます。以上の点を指摘して、私の質問を終わります。

○議長（森 裕司君） これにて中谷議員の一般質問を終結します。

次に岸田議員の一般質問を許します。10番、岸田議員。

○10 番（岸田 敦子君） 四條畷市選出の岸田敦子です。今回久しぶりに派遣議員に選出されました。以前 2005 年と 2006 年に選出されていた時は、まだこのリサイクルプラザが建設されていなかったという時期だったので、数年間のブランクがありまして、本施設の状態に関し今、感が戻り切れなところもあるかもしれませんが、通告に従いまして 1 点だけ質問をさせていただきます。この質問も先ほど来の質問と重なる部分ではありますけれども、ご答弁をお願いします。

本施設に関して、住民から健康被害が訴えられ、大阪高裁で係争中です。私が以前、本組合議会で選出されていた時は、リサイクル・アンド・イコール社は操業されていて、すでに住民の健康被害も問題になっていました。しかし、本施設も操業され、健康被害はますます深刻になっているのは、先ほど来から議員の方のご指摘のとおりです。しかし、それに対してはあまりに冷たい答弁で、ただただ驚いているばかりです。住民の健康被害を回避する最善の策ということでは、廃プラのリサイクル方法を変更する、その方法しかないのではないかと思います。裁判では西川栄一・神戸商船大学名誉教授が本施設周辺の調査で科学的に証明されたと、そのことは先ほど説明がありましたので省きます。そして柳澤・東大大学院教授が患者をこれ以上増やさないためには操業を止めることが社会的コストが安く、患者を増やさない最善策だと述べられているのはご存じだと思います。こうしたことを考えた時、4 市それぞれが原点に戻り、独自で廃プラ処理をする方向性は模索できないかという問題が浮かび上がります。

地方自治法では、一部事務組合を解散する時は関係地方公共団体の協議によりとあって、本組合が独自で判断するという事はできないかもしれませんが、関係 4 市の市長が揃ってはおられません。四條畷の市長は来られてませんが、そういう場で改めてこのことを問いたいと思います。住民からの健康被害の訴えがあるもとで、住民の健康を守る立場と、4 市それぞれパッカー車で廃プラが運ばれてきており、車の排ガス抑制という地球環境保全の立場からも 4 市が独自で廃プラを処理する方向へ転換すべきではないかと思いますが、見解を求めます。

○議長（森 裕司君） 清水事務局長。

○事務局長（清水 弘美君） 岸田議員のご質問にお答えいたします。

廃プラスチックの 4 市独自処理についてでございますが、その中でパッカー車における排ガス量や 4 市独自で中間処理を行う際の CO<sub>2</sub> 発生量を比較すると、広域処理を行う方が発生量が少なくなっており、地球環境保全上好ましいものでございます。以上でございます。

○議長（森 裕司君） 10 番、岸田議員。

○10 番（岸田 敦子君） 今回の広域処理を行う方がというのは、何に基づいての答弁なのか、まずお伺いしたいのと、そして以下は先ほども言いましたけども、解散については地方公共団体の協議によりとありますので、管理者に伺いたいと思います。

健康被害の訴え、これはあくまで認めないと、裁判の判決に委ねるといふ、そういう立場も過去の議事録を見てたら見て取れますが、先ほどからの質問で健康被害の訴えを真っ向から認めない。住民の声を無視するというのは、一部事務組合という特別地方公共団体であっても地方自治法の観点から逸脱していると言わざるを得ない。これはまず指摘をしておきます。

そして車の排ガスという点では、本施設に廃プラを運び込むパッカー車は私のいる四條畷から週に 26 台が運行されていると資料いただきました。枚方市で 157 台、交野市 33 台、本施設がある寝屋川市が一番多くて 178 台という、これを各市で処理とした場合、車の排ガスの観点からは抑制されると思いましたが、先ほどのお答えとどういった整合性があるのか、また聞きたいと思います。

そしてまた費用の面では、四條畷で言うと昨年度で収集委託料約 6000 万円、4 市リサイクルの負担が約 3900 万円、再商品化合理化拠出金 1900 万円を引いても、四條畷で言えば昨年度約 8000 万円が廃プラ処理に係る費用として支出されています。これは四條畷しか今回はちょっと調べていませんので、他市はもう少し大きな数字になると思います。処理方法を転換すればこの予算丸々ではないにしても削減できる方法にあるのではないかと。そしてまた先ほどの質問で、本施設が行っているマテリアルリサイクルというのは大変非効率だという話も指摘がされました。

そして東京が廃プラを不燃ごみから可燃ごみへ変更したということをご存じだと思います。東京都が廃プラサーマルリサイクル、焼却ですね、これを行う前と後を比較して、環境負荷への影響、処理費用はどう変化したかをホームページで掲載しております。環境負荷への影響では、焼却による温室効果ガスの発生量の増加と、最終処分場から発生する温室効果ガスの削減、廃プラ焼却のエネルギー回収による発電量が増加することから、電力会社での温室効果ガスの発生抑制、そういう数値を示して温室効果ガスの発生量は微増ということではあるものの、ごみの運搬距離の短縮、車両台数の減少がされることによって温室効果ガスの削減が期待できるということを数字で情報発信しています。また、処理費用は 52 億円の大幅な削減ができると示されています。これは東京都は規模が大きいので、その規模からしたらどういう数字かというのは、

こことはまた比較が違うかと思いますが、しかし、こうした費用や環境への負荷の観点から4市もそれぞれで処理を行う方向を考えるべきではないかと管理者にお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（森 裕司君） 清水事務局長。

○事務局長（清水 弘美君） CO<sub>2</sub>の問題で各市でやった方がいいのではないかと  
いう根拠でございますが、我々といたしましてはまず地球温暖化対策の推進に関する  
法律（平成12年法律第117号）に基づいて試算を行っております。4市それぞれが行  
った場合は561トンの排ガスが出ます。4市でやりますと今現在373トン、これは電  
気の使用量でございます。で、188トン削減がされます。ただ、自動車の排ガス問題  
ですけれども、これにつきましては当然ここへ来るので増えます。国立環境研究所の「温  
室効果ガス」の資料に基づきますと、大体1年間に58トン増えると、ここでやるとで  
すね。この1年間に58トンの排ガスというと約12世帯分、1年間にしては12世帯分  
の排ガスが増えるということで、188トンから58トン引いてもらったら130トン削減  
されるということになります。

○議長（森 裕司君） 馬場管理者。

○管理者（馬場 好弘君） ご案内のとおりこの事業は容器包装リサイクル法に則っ  
て循環型社会を構築しようという目的で進めているものでございまして、解散等全然  
考えておりません。

○議長（森 裕司君） 10番、岸田議員。

○10番（岸田 敦子君） 事務局長が言われた数字については、また資料としていた  
だきたいと思います。

そして管理者のお答え、法に基づいてということ、先ほどいろいろ言われてますけ  
ども、法に基づいたら住民に被害を与えていいのかという問題を住民の方々はずっと  
長年訴え続けてきておられるわけです。いろんなことを科学的に実証して、この土地  
にあることが大きな問題だということも住民の方は訴えておられます。そうした声を  
ほんとに真摯に耳を傾けない、その姿勢を目の当たりにして、もうただ歯がゆい思い  
をしています。地方自治法の本旨というのは、私どもは地方自治体が自主性、自立性  
を重んじながら、住民参加を拡大し、事務執行の公正を図るという考えでやってい  
かなければならないと思っております。この理念についてはいろいろ立場があるとおっ  
しゃるかもしれませんが、本来、地方自治というのはそうあるべきだと思います。本  
施設の運営はこの理念を全く念頭に置いていないということは強く申し上げなければ

ならないと思います。

そして先ほど健康被害ないと、本施設が原因じゃないというふうにおっしゃられましたけれども、中谷議員が示されたように、前のイコール社で処理している廃プラ、このほとんどがこの施設からの廃プラであるということが示されました。本施設が原因ではないというけれども、イコール社もあわせて本施設に関わる廃プラ処理が原因ではないかと、そう住民はおっしゃっているわけですね。もうそのことは十分お分かりだと思います。今一度その住民の声に耳を傾ける。地方自治の本旨に立ち返った方向転換を強く求めて、質問は終わります。

○議長（森 裕司君） これにて岸田議員の一般質問を終結します。

以上をもって本定例会に付議された事件はすべて議了しました。

閉会に際し、管理者から挨拶したい旨の申し出がありますので、これをお受けします。馬場管理者。

○管理者（馬場 好弘君） 平成 22 年第 2 回北河内 4 市リサイクル施設組合議会定例会の閉会にあたりまして一言お礼のご挨拶を申し上げます。

ご提案申しあげました職員の育児休業等に関する条例の一部改正及び平成 21 年度歳入歳出決算認定につきまして、慎重にご審議を賜り、いずれも原案どおりご可決、ご認定を賜り厚くお礼申し上げます。

今後とも、北河内 4 市リサイクル施設組合の事業推進のために、一層のご指導、ご鞭撻をいただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

秋の深まりとともに、これから寒さ厳しい季節となつてまいりますが、議員各位におかれましてはご自愛いただき、今後ますますのご活躍をご祈念申し上げまして、誠に簡単でありますけれども、お礼のご挨拶といたします。どうもありがとうございます。

○議長（森 裕司君） それでは閉会にあたりまして私からも一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに無事、平成 22 年第 2 回定例会のすべての日程を終えることができました。議員の皆さん、理事者の皆さん及びすべての関係者の皆さんのご協力に心から御礼を申し上げます。

今後とも、管理者をはじめ理事者の皆さんにおかれましては、引き続き安全には十分留意され、適正かつ円滑な事業の執行に一層の努力をされるようお願いしておきます。

11 月に入り、特に朝夕の肌寒さが身にしみるようになりましたが、風邪など引かれ

ませんように、どうかお体には十分ご自愛くださいますようお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。

以上をもちまして、北河内4市リサイクル施設組合議会平成22年第2回定例会を閉会します。お疲れさまでございました。

(午後3時28分 閉会)

1. 地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北河内4市リサイクル施設組合議会 議長 森 裕 司

北河内4市リサイクル施設組合議会 署名議員 岡 沢 龍 一

北河内4市リサイクル施設組合議会 署名議員 浅 田 耕 一

平成22年11月15日(月)午後2時開会  
北河内4市リサイクル施設組合議会平成22年第2回定例会

事件番号	事 件 名	議決年月日	議決の結果	備 考
—	議席の指定			
—	会期の決定	平成22年11月15日	決 定	会期1日間
議 案 第 4 号	北河内4市リサイクル施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正	平成22年11月15日	原案可決	
認 定 第 1 号	平成21年度北河内4市リサイクル施設組合歳入歳出決算認定	平成22年11月15日	認 定	
—	一般質問	平成22年11月15日	許 可	伊藤和嘉子 中谷光夫 岸田敦子